

令和2年1月22日

一般社団法人 日本電設工業協会
各支部 支部長 殿

一般社団法人 日本電設工業協会
会長 後藤 清

令和2年度 卓越した技能者の表彰について（推薦依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の業務にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては厚生労働省人材開発統括官付 能力評価担当参事官室より「技能者表彰実施要領（令和2年度）」が送付され、本会といたしましても従来通り各支部から候補者の推薦をいただいて、厚生労働省に推薦いたしたいと思っております。

つきましては貴支部におかれては、この「技能者表彰実施要領（令和2年度）」に従いまして、被表彰者の要件を具備する候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省への候補者の推薦は、1団体につき1名(女性を1名推薦の場合2名)の制約がありますので、各支部からの推薦者が2人以上になった場合には、僭越でございますが本部にて1名(女性推薦の場合2名)に絞って厚生労働省に推薦させていただきますので、ご了承をお願いいたしますとともに、まずは該当者につきまして下記の事項を令和2年2月14日（金）までにご連絡いただきたいと存じます。

また、同要領に定める「職業能力検定等に係わる資料」としては、各支部、各電業協会が主催する「技能競技大会」における表彰状がこれに相当するものと考えており、「技能競技大会」で過去に最優秀者の表彰を受けた者又はこれに準ずる者で、登録電気工事基幹技能者の資格を有している者の中からご推薦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ご連絡いただく事項

- 1) 氏名、年齢
- 2) 会社名、所属先
- 3) 役職
- 4) 連絡先

■本部への連絡先

常務理事 中山 伸二
田村 友里
TEL 03-5413-2161
FAX 03-5413-2166
E-mail tamura@jeca.or.jp

以上

事 務 連 絡

令和2年 1月 20日

卓越した技能者の表彰 御担当者 様

厚生労働省 人材開発統括官付

能力評価担当参事官室 技能振興係長

「令和2年度卓越した技能者の表彰」実施要領の送付について

日頃より、「卓越した技能者の表彰」制度の円滑な実施に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和2年度 技能者表彰実施要領」が完成いたしましたので、別添のとおり送付いたしますので、御査収くださいますようお願いいたします。前年度からの主な変更点は、別紙を御参照ください。

また、「令和2年度 技能者表彰実施要領」及び推薦様式等につきましては、厚生労働省ホームページの下記 URL にも掲載されておりますので、御活用ください。

なお、令和2年度の推薦期間につきましては、令和2年2月3日（月）から3月31日（火）（必着）としておりますので、御留意くださいますようお願いいたします。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaika_ihatsu/meikou/index.html

【場所】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 人材開発 > 技能の評価・振興（現代の名工） > 「卓越した技能者（現代の名工）」表彰制度のコーナー > 令和2年度技能者表彰実施要領

担 当 : 人材開発統括官付

能力評価担当参事官室 技能振興係

佐藤、中村、松村

電 話 : 03(5253)1111 (内線 5968)

令和2年度技能者表彰実施要領 前年度からの変更点

第1章 推薦について

- 被表彰者の決定通知時期の変更【5.(1)】
令和2年8月末頃に変更。(前年度は令和元年9月末に決定通知を実施。)
- 職種(例示)の変更及び追加【実施要項 別表】
 - ① (第10部門)「建築板金工」を職種(2)から職種(1)に変更。
 - ② (第16部門)職種(2)に「支配人」を追加。
 - ③ (第20部門)職業分類に「開発技術者」を追加。

第2章 推薦書類の作成・提出方法

- 被表彰者名簿様式に係る取扱いの変更【1.(3)】
推薦区分を問わず、被表彰者名簿を郵送及び電子メールにより提出する取扱いに変更。
- 都道府県に提供する被表彰者氏名等の提供に係る取扱いの変更【2.(2)】
全国的な事業主団体等又は一般の推薦者により推薦された被表彰者に係る個人情報^①を都道府県に提供する取扱いについて、提供目的及び提供範囲を明確化。

<令和2年度要領(抜粋)> ※下線部が前年度からの変更箇所

全国的な事業主団体等又は一般の推薦者により推薦された被表彰者については、都道府県における顕彰のために、提出書類に記載された個人情報(被表彰者の氏名等)を就業先の都道府県知事へ提供する場合があるので、併せて同意を得ること。当該提供に併せて推薦者の氏名及び連絡先を都道府県知事に提供する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。

<令和元年度要領(抜粋)>

全国的な事業主団体等又は一般の推薦者により推薦された被表彰者については、提出書類に記載された個人情報を就業先の都道府県知事へ提供する場合があるので、併せて同意を得ること。

- 推薦書の様式化【別紙1及び別紙2】
前年度は任意様式としていた推薦書について、新たに様式化を実施(様式第1の1、第1の2及び第1の3)。

- 写真の添付に係るルールの詳細化【別紙1及び別紙2】
写真の添付に係るルールを詳細化するとともに、参考様式を新たに作成。
- チェックリストの様式化【別紙1及び別紙2】
推薦書提出時の書類の不備を軽減するため、チェックリストを新たに様式化（様式第5の1及び第5の2）するとともに、提出書類に追加。
- 調書の記載例の見直し【別紙5】
特に留意すべき点を新たに吹き出しで記載。

目次

第1章 推薦について

1. 推薦を行うことができる者について P. 1
2. 被推薦者について P. 1
3. 推薦手続について P. 1
4. 被推薦者の審査 P. 2
5. 表彰の実施等について P. 2
6. 表彰状等の返納について P. 3
- (実施要領 別表) 職業部門、職業分類及び職種 (例示) P. 4

第2章 推薦書類の作成・提出方法

1. 推薦書類の作成・提出について P. 18
2. 提出書類の取扱いについて P. 18

推薦書類様式等

- 別紙1 都道府県知事又は全国的な事業主団体等による推薦 P. 20
- 別紙2 一般の推薦者による推薦 P. 36

調書記載要領等

- 別紙3 調書記載要領 P. 50
- 別紙4 【必読】推薦書類一式作成上の具体的留意点 P. 57
- 別紙5 記載例 P. 60

参考資料

- 参考1 技能者表彰規程 (昭和42年労働省告示第38号) P. 65
- 参考2 技能者表彰審査委員規程 (昭和42年労働省訓第8号) P. 69
- 参考3 「全国的な事業主団体等」の考え方について P. 70
- 参考4 感謝状様式 P. 71

技能者表彰実施要領

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下、「規程」という。）第六条に基づき、令和 2 年度の卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目を技能者表彰実施要領（以下「実施要領」という。）として以下のとおり定める。

第 1 章 推薦について

1. 推薦を行うことができる者について

推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）及びその推薦者の推薦範囲は以下のとおりとする。

(1) 都道府県知事

当該都道府県の区域内に就業している者

(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）

全国的な事業主団体等（70 ページ参照（以下ページ表記は「P. ○」とする。））を構成する企業に雇用される者等

(3) 満 20 歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）

就業している全ての技能者

2. 被推薦者について

推薦者は、以下の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考して、厚生労働大臣に推薦するものとする。

(1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。

(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、卓越した技能を有する者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

(3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

3. 推薦手続について

(1) 被推薦者の選考について

推薦者は、以下に示すところにより、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、令和 2 年 3 月 31 日（火）までに推薦するものとする。

なお、当該技能に関し叙勲又は褒章を受けたことのある者は推薦の対象とならないので留意すること。（叙勲又は褒章の受章予定者も対象外とする。）

ただし、長年のボランティア活動や人命救助など推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受けたことがある者は推薦の妨げにはならない。

ア. 「都道府県知事」による推薦

推薦数の制限はないが、1つの職種（P.4からP.17までに記載の別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）の表中「職種（2）」欄に掲げる職種をいう。）について1名とする。なお、1つの職種について女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、公平かつ適切に行うこと。

イ. 「全国的な事業主団体等」による推薦

推薦数は1名とする。なお、女性を1名以上推薦する場合には、2名までとする。また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を置くなどして、公平かつ適切に行うこと。

ウ. 「一般の推薦者」による推薦

推薦数は1名とする。推薦者は、その推薦に賛同する者2名の賛同を得て推薦すること（自薦はできないこと。）。また、賛同者は満20歳以上であり、かつ、推薦者、被推薦者及び賛同者が二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係にないこと。

なお、賛同者が賛同する被推薦者は1名とする。

(注) 「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

(2) 推薦書類の提出について

第2章（P.18以降）を参照すること。

4. 被推薦者の審査

(1) 部門別審査

部門別審査委員は、被推薦者について、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門別に表彰を受けることの適格性を審査して、その結果を厚生労働大臣に報告する。（P.69参照）

(2) 総合審査

総合審査委員は、部門別審査委員会において審査の終了した被推薦者について、総合審査委員会において、総合的な見地から審査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。（P.69参照）

5. 表彰の実施等について

(1) 被表彰者の決定通知について

表彰を受ける者は、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見を聞いて決定する。

被表彰者の決定は令和2年8月末頃を予定している。被表彰者の決定については、人材開発統括官から、推薦者が指定した連絡担当者を通じて推薦者に対して郵送で通知し、被表彰者に対しては推薦者から通知することとする。

表彰式は、令和2年11月に実施する予定であるが、詳細については被表彰者決定時に通知する。

(3) 被表彰者としての決定の取消しについて

厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第二条各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。

なお、取り消した場合には、推薦者にその旨郵送で通知する。

(4) 感謝状の贈呈について

厚生労働大臣は、上記(3)の規定により、被表彰者としての決定を取り消した者が技能者の育成に寄与するなどの功績を有すると認める場合には、推薦者を通じて感謝状を贈呈することができる。(P.71 参照)

6. 表彰状等の返納について

推薦者は、自らが推薦して表彰状及び卓越技能章を授与された者が、その後に禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行があったと思料される事案についての情報を入手した場合は、事実確認を行った上、遅滞なく厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に情報提供すること。

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①眼鏡組立工、②光学計測器組立工、③光学機械組立工、④光学機械器具調整工、⑤光学機械器具修理工 等
		(4) レンズ研ま工・調整工	①光学レンズ工、②バルサムはり合せ工 等
		(5) その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業	①メガネ調整・加工工、②時計検査工、③計器検査工、④光学機械器具検査工、⑤レンズ検査工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 発電機・電動機組立工・修理工	①発電機組立・調整工、②電動機組立・調整工、③発電機・電動機修理工 等
		(2) 配電・制御装置組立工・修理工	①変圧器組立工、②配電盤・制御盤組立・調整工、③開閉制御機器組立工、④電気機械部品組立工、⑤配電・制御装置修理工 等
		(3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	①電熱・照明器具組立工、②電動機応用製品組立工、③民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(4) 電気通信機械器具組立工・修理工	①電気通信機器組立工、②ビデオ・音響機器組立工、③電気通信機器調整工、④ビデオ・音響機器調整工、⑤電気通信機械器具修理工 等
		(5) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立・調整工、②X線応用装置組立・調整工、③医療用電子機器組立・調整工、④レーザー応用加工機器組立・調整工、⑤電子複写機組立・調整工 等
		(6) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体ダイシング工、③半導体組立工、④半導体封止工、⑤半導体外装処理工 等
		(7) 電球・電子管組立工	①電球・電子管自動組立操作員、②電球・電子管製造工、③電球・電子管部品組立工 等
		(8) 電子機器部品製造工	①電子機器用コイル・トランス製造工、②電子機器用抵抗器製造工、③電子機器用コンデンサー製造工、④振動子組立工、⑤プリント基盤組立工、⑥電子機構部品組立工、⑦音響部品組立工 等
		(9) 束線工	①束線工(ワイヤー・ハーネス工)

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(10) 被覆電線製造工	①撚線工、②被覆工、③撚合わせ工、④がい(鎧)装工
		(11) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池製造工、②蓄電池製造工
		(12) 電気機械器具検査工	①発電機・電動機検査工、②配電・制御装置検査工、③民生用電子・電気機械器具検査工、④電気通信機械器具検査工、⑤電子応用機器検査工、⑥電子部品検査工 等
		(13) その他の電気機械器具組立・修理の職業	①内燃機関電装品組立工、②記録媒体製造工、③特殊電子部品製造工、④電気機械器具保守員 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員 等
		(2) 送電線架線工	①送電線架線工
		(3) 配電線架線工	①配電線架線工
		(4) 通信線架線工	①通信線架線工
		(5) 電気通信設備工	①放送装置据付・保守工、②通信装置据付・保守工、③電話装置据付・保守工
		(6) 電気工事作業	①電気配線工事作業、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付工 等
	6 1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車部品組立工、②自動車車体・車台組立工、③自動車ぎ装組立工 等
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 航空機組立工・整備工	①航空機部品組立工、②航空機総組立工、③航空機ぎ装工、④航空機整備工 等
(4) 鉄道車両組立工・修理工		①車両機械組立工、②車両組立工、③車両ぎ装工、④車両修理工	
(5) 自転車組立工・修理工		①自転車組立工、②自転車修理工	
(6) 船舶ぎ装工		①甲板部ぎ装工、②機関部ぎ装工、③居住部ぎ装工 等	